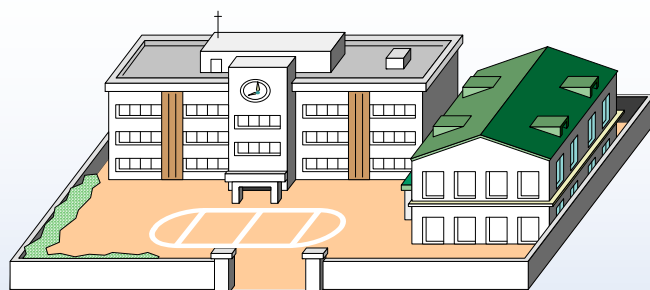


学校における 原子力防災マニュアル



薩摩川内市立川内中央中学校

薩摩川内市立川内中央中学校における原子力防災マニュアル

学校原子力防災委員会組織

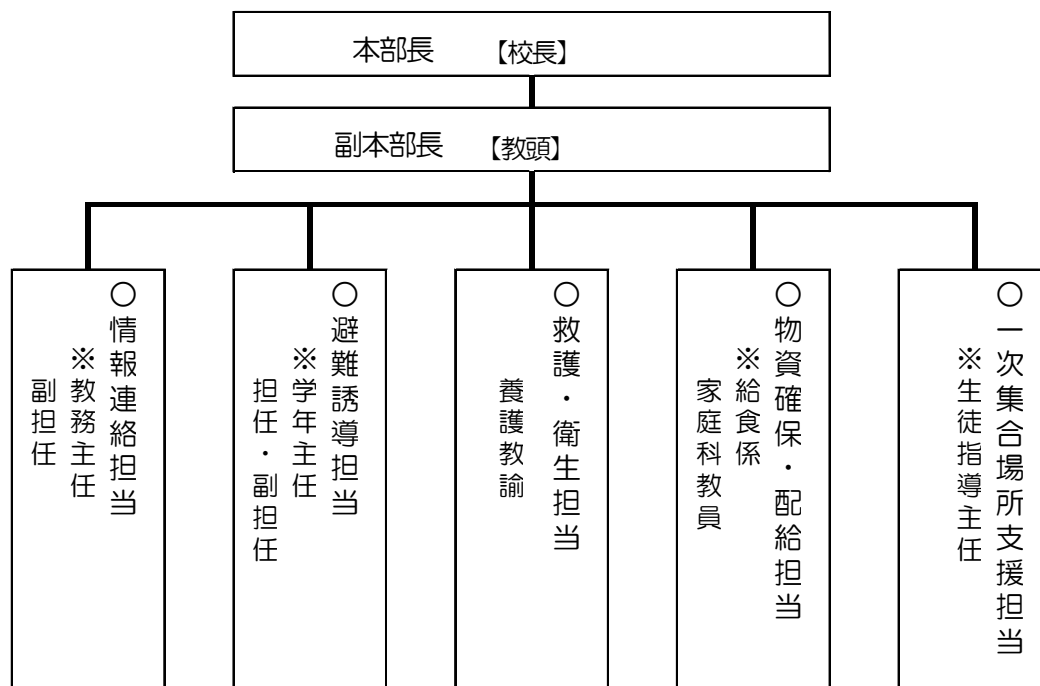
校長は、地域の実情等を踏まえて、原子力災害に備え、「学校原子力防災委員会」を設置するとともに、年間を通して行われる安全指導計画の中に原子力災害安全指導計画を位置づけるなど、原子力災害が発生した時に、生徒及び教職員の安全が確保できるように、原子力防災体制を整備します。

※校務分掌等への位置づけ

＜「学校原子力防災委員会」の開催＞

- 校務分掌係（防火防災・原子力防災係）を中心に、年間を通して每学期2回（4月、7月、9月、12月、1月、3月）開催する。
- 「学校原子力災害対策本部」を設置し、「学校原子力防災計画」及び「原子力災害安全指導計画」等を作成して原子力防災体制を整備する。

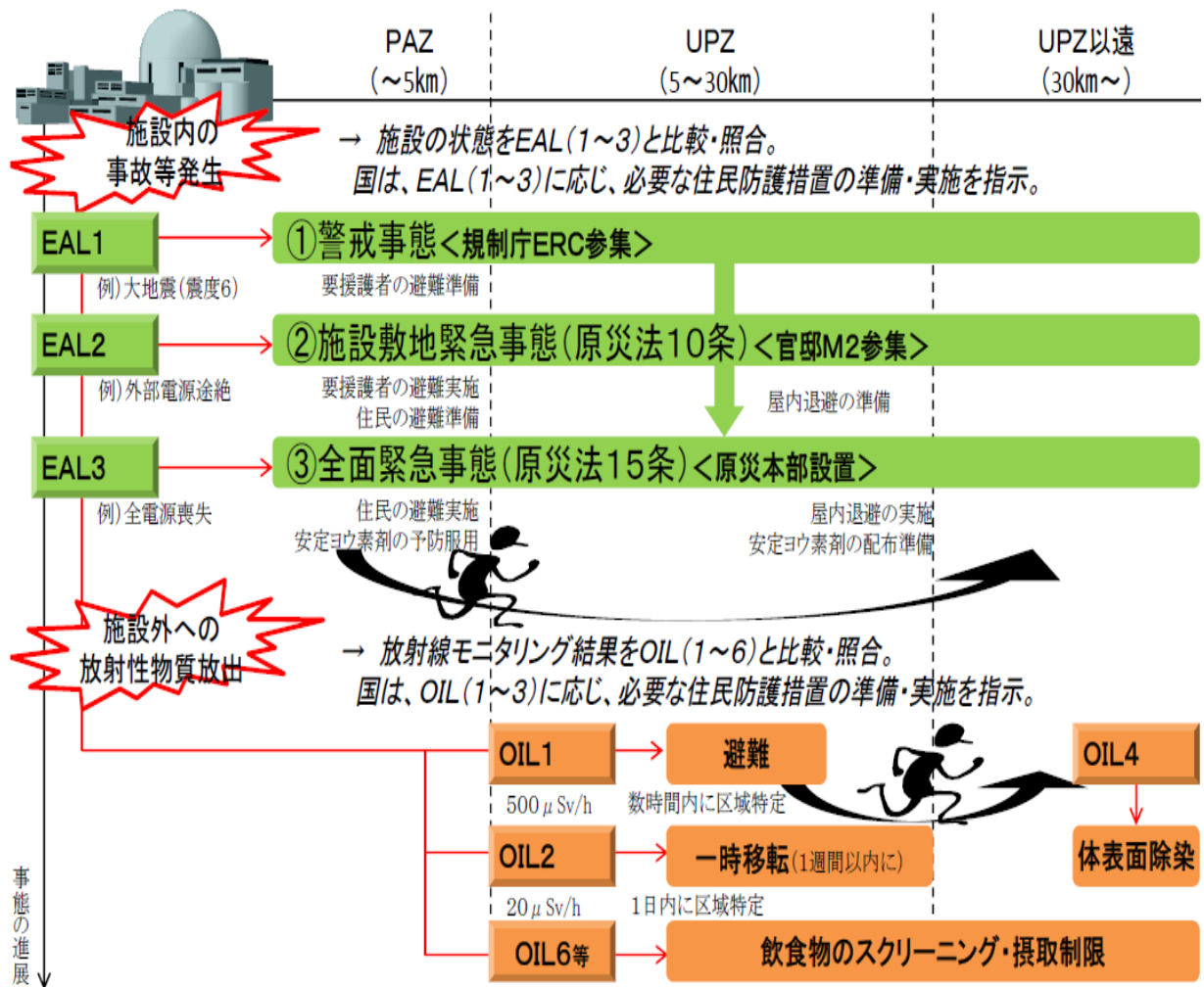
学校原子力災害対策本部組織図



事故発生時の対応及び避難計画

担当	災害に備えての役割	災害時における役割	担当者 (例示)
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 保護者に対し、原子力災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校原子力災害対策本部を設置し、市からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 市立幼稚園、学校においては、市教育委員会へ随時状況の報告をする。 	○校長
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する。 諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる。 	○教頭
情報連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> 情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童等の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する。 避難所（屋内退避所も含む。）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を副本部長へ報告する。 避難している児童等に必要な情報を提供する。 すべての情報を副本部長に報告する。 市災害対策本部からの指示を受け、本部長へ報告する。 	○教務主任 ○副担任 (全学級副担任)
避難誘導担当	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が手配する車両に児童等が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る。 保護者が迎えに来た際は、児童等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童等に周知させる。 	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童等を速やかに屋内に退避させ、その後、児童等に状況の説明をし、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。 原則として担任は児童等と行動を共にし、児童等がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 避難が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 退避が完了したときは、速やかに副本部長に報告する。 	○学年主任 ○担任 (全学級担任) ○副担任 (全学級副担任)
救護・衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> 救急用品の確保及び救護体制を整備する。 避難時や屋内退避時の放射線防護対策を整理しておく。 	<p>避難</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び拭き取り等の簡易な除染や健康相談を行う関係者に協力するとともに、児童等及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 安定ヨウ素剤の手配及び服用準備。 服用の指示が出た場合の服用に関すること。 <p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。 	○養護教諭
物資確保配給担当	<ul style="list-style-type: none"> 搬入される物資の保管場所をあらかじめ確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部との連携の下、必要な物資を確保し、適切に配給する。 	○給食係 ○家庭科教員
集合場所支援担当	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における避難所運営支援について市担当職員、自主防災組織等と確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う避難所運営の支援を行う。 	○生徒指導主任

1 原子力災害に対する防護措置の対応イメージ



<語句について>

EAL (Emergency Action Level)

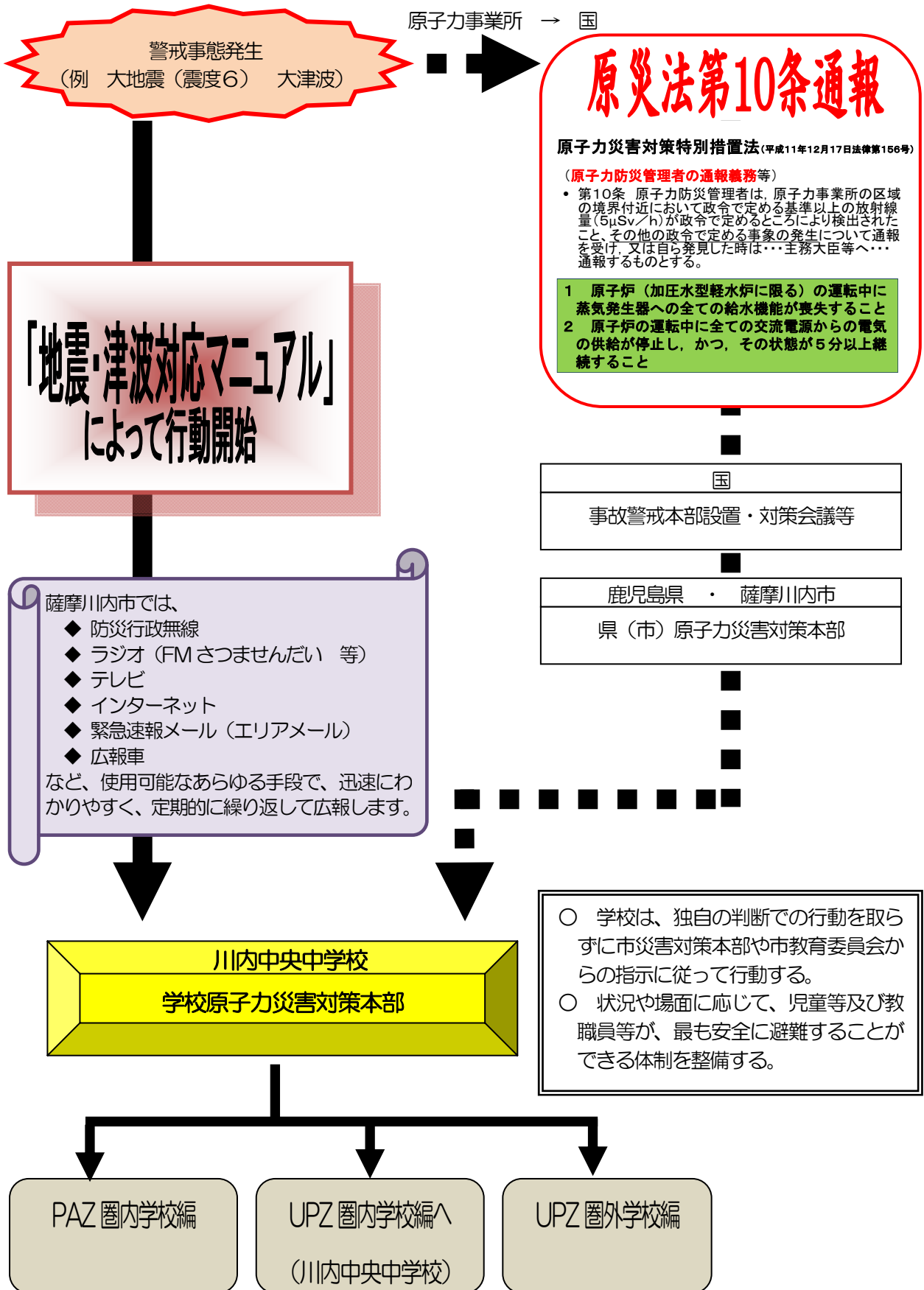
初期対応段階において、原子力施設の状態に即して緊急事態区分を決定し、屋内退避や避難などの防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

- **【緊急事態区分レベル1：警戒事態 (Alert)】**
プラントの安全レベルが実際に低下したか、あるいは、本質的にその可能性があるような事象が進行中もしくは発生し、かつ、少量の放射性物質の放出が予想される場合。
- **【緊急事態区分レベル2：施設敷地周辺緊急事態 (Site Area Emergency)】**
公衆を保護するために必要とされるプラント機能が実際に喪失したか、あるいは、その可能性が高い事象が進行中もしくは発生し、かつ、施設敷地周辺を除き所定の値を超えるような放射性物質の放出が予想されない場合。
- **【緊急事態区分レベル3：全面緊急事態 (General Emergency)】**
炉心損傷もしくは燃料の溶融が実際に起こったか、あるいは、その可能性が逼迫し、さらに格納容器の健全性が喪失する可能性がある事象が進行中もしくは発生し、施設敷地周辺より離れた場所で所定の値を超えるような放射性物質の放出が予想される場合。

OIL (Operation Intervention Level：運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果をOILの値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

2 原子力災害発生時の連絡体制及び避難計画



UPZ 圏内学校編

学校原子力災害対策本部

正確な情報の入手

市教委、防災行政無線、報道機関等から、正確な情報を得る環境を整備。

屋内退避の準備

屋内退避に備えた校内体制を整備。

緊急屋内退避
人員確認
保護者連絡
保護者引き渡し①

登校・在校中・下校

- 登校してきた、屋外にいた、下校途中に引き返してきた児童等を、速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗わせうがいをさせた後、避難準備をさせる。
- 児童等の出欠を確認し、副本部長へ報告する。
- 教室等の全ての窓を閉めるとともに、カーテンを閉めたり換気扇等を止めたりして外気を遮断する対策をとる。
- 学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について保護者あて連絡（メール配信等）する。
- スクールバス等では、運転手が学校へ連絡し、指示を受けるとともに、乗車前の児童等は帰宅するよう指示する。
- 保護者が迎えに来たら、速やかに引き渡す。（引き渡し①）

※ UPZ 圏内の学校では、全児童等を保護者に引き渡すことができる時間的余裕がある程度確保できると考えられるが、事態が進展し、全員を引き渡す前に「避難指示」が出た場合は、学校所在地の自治会避難先へ住民とともに市が手配したバスで避難する。（P27参照）

◆川内中央中学校の避難先情報◆

<避難場所>

鹿児島市立鹿児島女子高等学校

<避難先住所>

鹿児島市玉里町27-1

<避難先電話番号>

099-223-8341

<避難先までのルート>

- ① 県42→国328→(八重山公園)→国328→国3
- ② 国3→南九州道→(消防学校)→国3

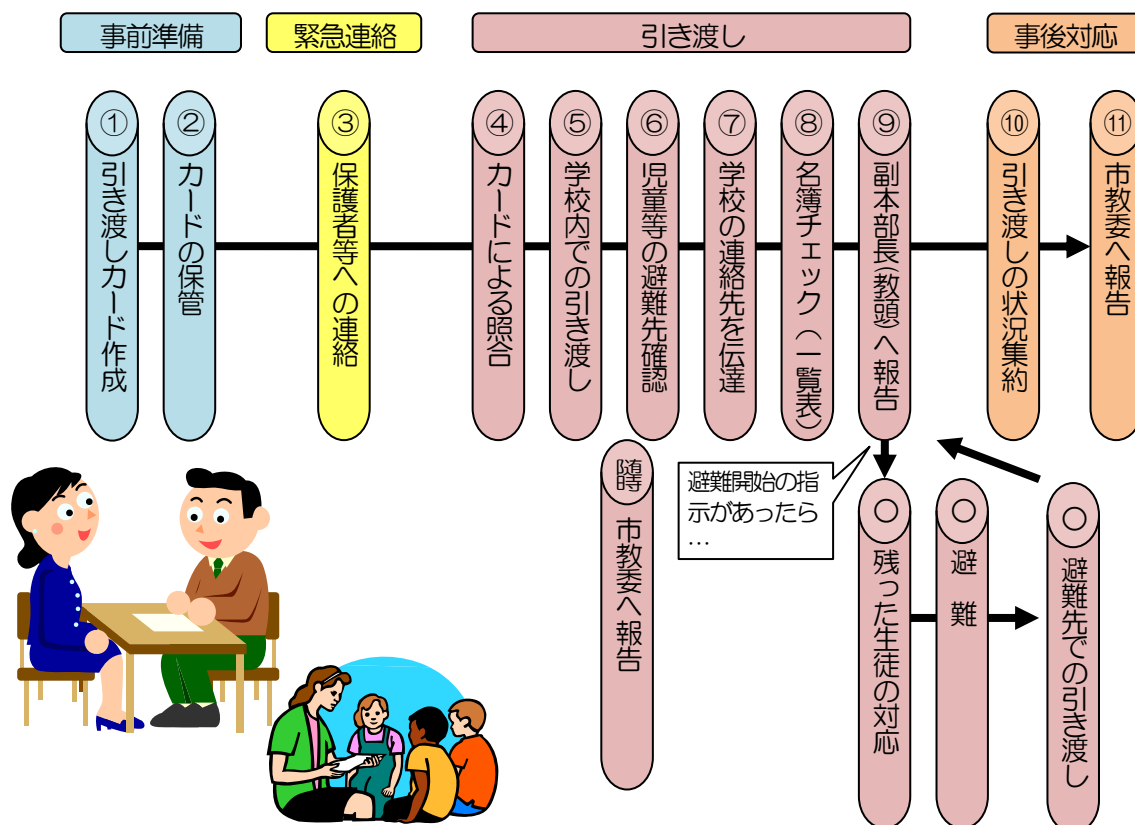
避難先での対応
保護者引き渡し②

- 避難先に迎えに来た保護者へ、児童等を引き渡す。（引き渡し②）
- 避難解除の指示があるまで、避難先を学校の代替拠点とする。

3 場面に応じた災害への対応

場 面	災 害 対 応 策
学校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童等を近くの建物に退避させ、顔や手を洗わせうがいさせた後、避難の準備をさせる。なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 市災害対策本部からの指示に従って、原子力防災対策を重点的に実施すべき区域から速やかに離れ、最寄りの避難所等へ移動し、所在を報告する。 バス等を利用して参加している場合は、そのバスを利用する。 ○ 学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について、学校から保護者あて連絡（メール配信等）する。
休業日・管理下外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業日に活動等で児童等が登校している際に、原子力災害が発生したときは、学校に来ている教職員で、市災害対策本部からの指示に従って、児童等の安全を確保できる体制及び保護者に連絡できる体制を整えておく。（授業中の対応に準ずる。） ○ 児童等が自宅にいた時に原子力災害が発生し、校区内に避難指示が出た場合、教職員は可能な限り児童等の所在を確認する。また、学校が避難所となっている場合、教職員は可能な限り学校へ向かい、避難所運営の支援を行う体制を講じておく。

4 保護者への引き渡し方法



5 原子力災害に対する安全管理状況の確認事項

事前・施設設備

- 「薩摩川内市原子力防災計画」を確認し、理解している。
- 原子力災害時に情報を得る手段（テレビやラジオ、防災無線等）が備わっている。
- 災害時に必要な物品（ハンドマイク トランシーバー 懐中電灯 救急箱 等）を備えている。
- 校内の避難経路には、避難の妨げとなるような障害物は撤去してある。

組織・体制

- 校務分掌に、「学校原子力防災委員会」（または、それにかわる委員会等）が設置されている。
- 年度当初に、教職員による「学校における原子力防災マニュアル」の共通理解が図られている。
- 原子力災害時における教職員の役割分担が明確になっており、共通理解がされている。
- 避難先や避難の方法、屋内退避等について、全職員が理解している。

保護者との連携

- 原子力防災に関する学校の対応について、保護者へ周知する機会を設けている。
- 保護者への緊急連絡の方法が確立されている。（確実に保護者へ連絡が届く手段の確立）
- 年度当初に、「緊急時保護者引き渡しカード」の作成を保護者へ依頼し、回収・保管できている。

教育

- 学校安全指導計画に「原子力災害安全指導計画」が位置づけられている。
- 原子力防災に関する専門的立場の講師等から、児童等や教職員が指導を受ける機会がある。
- 様々な事故を想定して、避難訓練等を行っている。
- 教職員による原子力防災教育を行っている。

その他

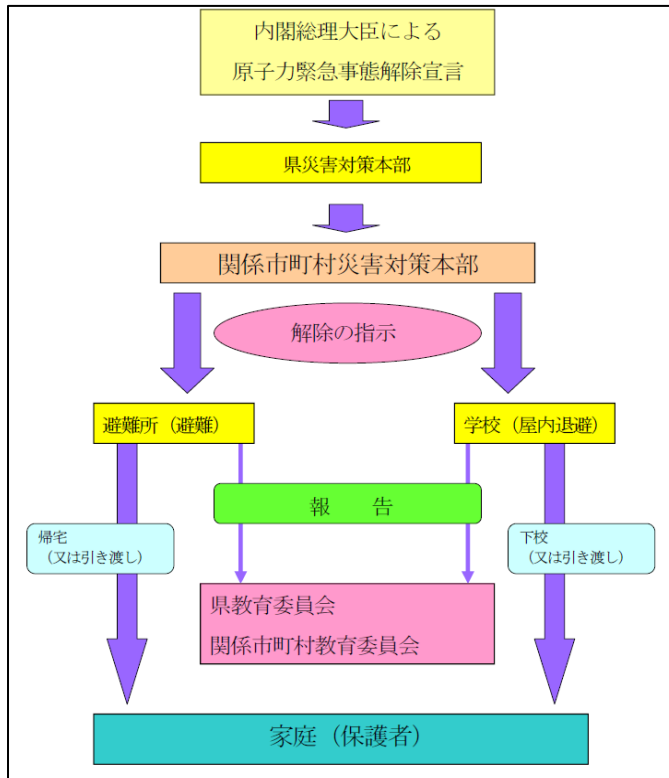
- 市防災担当課等と情報交換をする機会がある。
- 学校が避難先に指定されている場合、使用場所や留意事項が教職員に周知されている。

Ⅲ 原子力災害の収束・その後の対応について

1 原子力災害の収束

原子力災害の収束は、以下の流れで伝達され、その後、屋内退避措置となっている学校は、児童等の保護者への引き渡しを行う。

(1) 学校への報告の流れと学校再開



＝学校再開の決定＝

(1) 校長は、学校施設、教職員、生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、学校再開の時期を決定する。

(2) 生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

※ 学校が避難所となった場合、避難者には、避難所運営と学校再開が並行して行われることを事前に周知しておく。

※ 学校再開は、市教育委員会と十分に連携し、実施する。

(2) 屋内退避措置となっている学校の対応

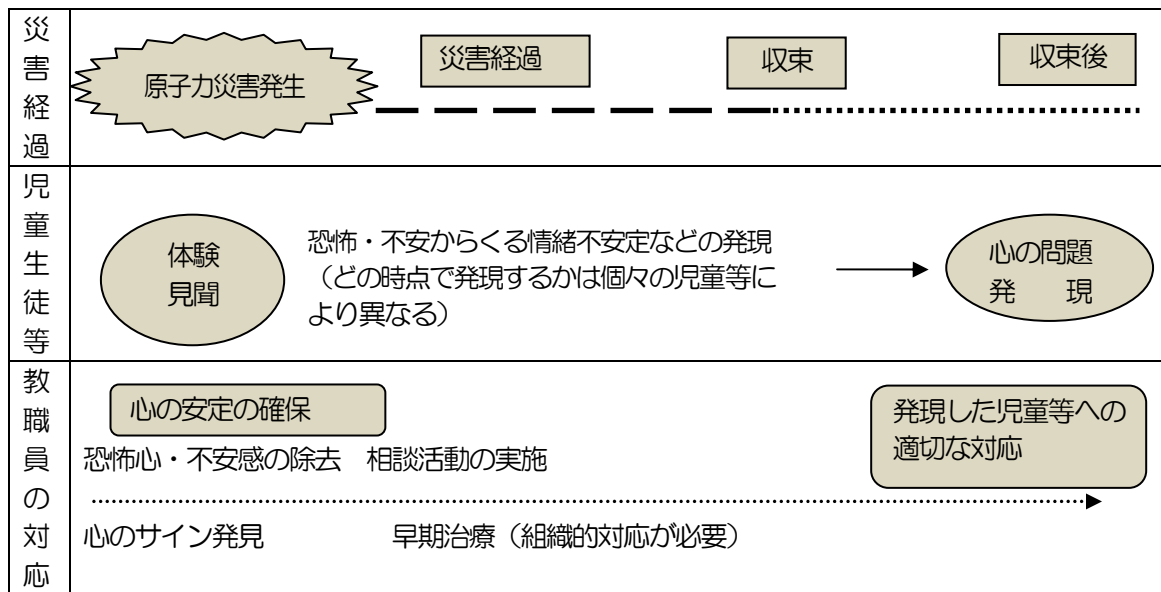
	教職員の動き	生徒等の動き
屋内退避している場合	① 市災害対策本部から屋内退避解除の指示を受ける。	
	② 本部長の指示により、生徒等の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ア 保護者への引き渡し イ 教職員や保護者の引率による集団下校	
	③ 連絡を受けた学校は、生徒等の健康状態を集約し、市教育委員会へ報告する。	① 保護者は帰宅した後に健康観察を行い、生徒等に異常があった場合には病院に連れていく。 ② 保護者は通院後、その状況について学校へ連絡する。

2 原子力災害における心のケア

(1) 心のケアの必要性

原子力災害が発生し、それに伴って生徒等が様々なことを直接・間接に体験することから、その後、心身に何らかの影響を受けることが考えられる。表面的には何事もなかったように見えても、内面では恐怖や不安を感じ、情緒不安定など心の健康問題が発生し、それが生活の中でいろいろな形となって現れることがある。

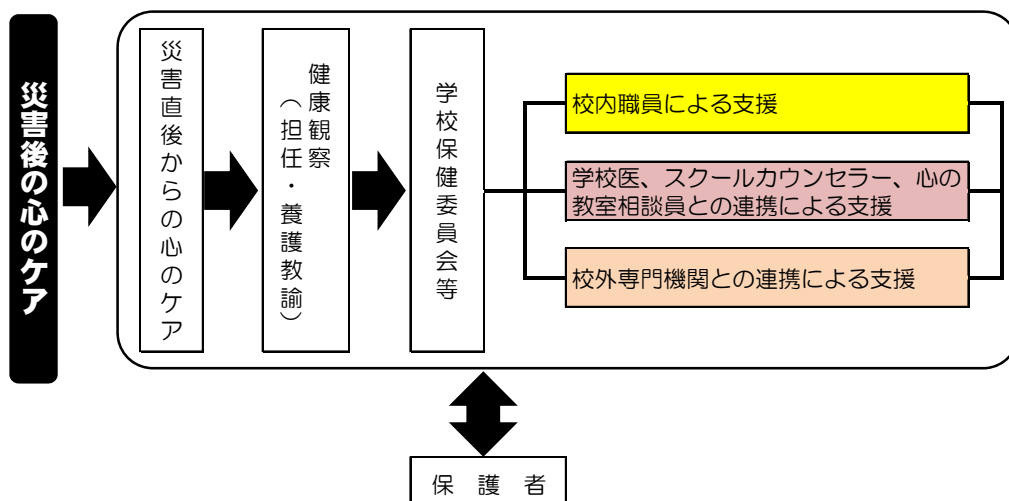
したがって、原子力災害の経過に伴い、児童等の健康問題解決のために、教職員等による組織的な対応策が必要になってくると考えられる。



(2) 心のケアの連絡体制

学校は、子どもの発達段階や時間的な経過を踏まえた対応方針を策定し、教職員がそれぞれの役割を果たし、更に、校内の関係組織が密接なつながりを作り、機能させていく必要がある。学級担任は、学級に関わる心身の健康実態の把握と対応に当たる際、専門的立場である養護教諭と連携を密にして進める。

健康実態把握の結果、何らかの対応が必要であると考えられた場合は、学校保健委員会等を中心として、心のケア体制を整備し、全職員で対応することが重要である。必要に応じて、学校医や校外の専門機関等と連携を図ることも必要である。



(3) 学級担任等における学級への指導

ア 学級全体への生徒等への対応

- (ア) 事故の正確な情報や知識を伝える。
- (イ) 自然に話し出せるような温かい雰囲気づくりに配慮する。
- (ウ) いつでも話をきくことができるように心がける。話しかけるより、できるだけ耳を傾けるようにし、聞き役になるよう努める。
- (エ) 不安な状態の生徒等には、風評などに惑わされないように注意をし、安心させるように努める。
- (オ) 将来に向けて希望が持てるように継続的に話をする。
- (カ) 家族の中に事故関係者等がいる生徒等や事故による身体的・精神的後遺症が原因でいじめ等が起こらないように細心の注意を払う。
- (キ) 健康状態に注意しつつ、狭い場所でも運動や体操、遊び・レクリエーション等をするなど、少しでも身体を動かすことに夢中になる機会を増やし、心の解放に努める。
- (ク) 歌を歌ったり、楽しく遊んだりする機会を増やすように努める。

イ 個別の生徒等への対応

- (ア) 健康観察に十分時間をかけ、注意深く、健康状態や悩み・心配ごと、家庭状況等について、できる範囲で見たり聞いたりする。
- (イ) 優しい言葉がけを増やし、安心させるようにする。話しかけてくる生徒等は、受け入れて、よく聞いてあげる。
- (ウ) 「がんばれ」と激励せず、具体的なメニュー等をわかりやすく提示するなどして支援内容を生徒等が選べるようにする。

ウ 教職員の連携・協力

- (ア) 不安定な行動を見せるようになった生徒等には、全職員で共通理解を図り、指導に当たるようにする。
- (イ) 継続的な支援が必要な生徒等については、学校保健委員会等を中心に心のケア体制を整備する。
- (ウ) スクールカウンセラーや担任・養護教諭等と連携を図り、不安等を持つ生徒等に安心感を与えるようにする。

エ 保護者との連携・協力

- (ア) 必要に応じて、保護者と話し合い、依頼があった場合などには、専門機関を紹介する。
- (イ) 保護者には、保護者会や学校だより等を活用し、正確な情報を伝えるようにし、風評等に惑わされないようにする。
- (ウ) 避難所等で生活する児童等と自宅で生活する生徒等が、お互いに助け合い、協力して生活できるように保護者に協力を依頼する。

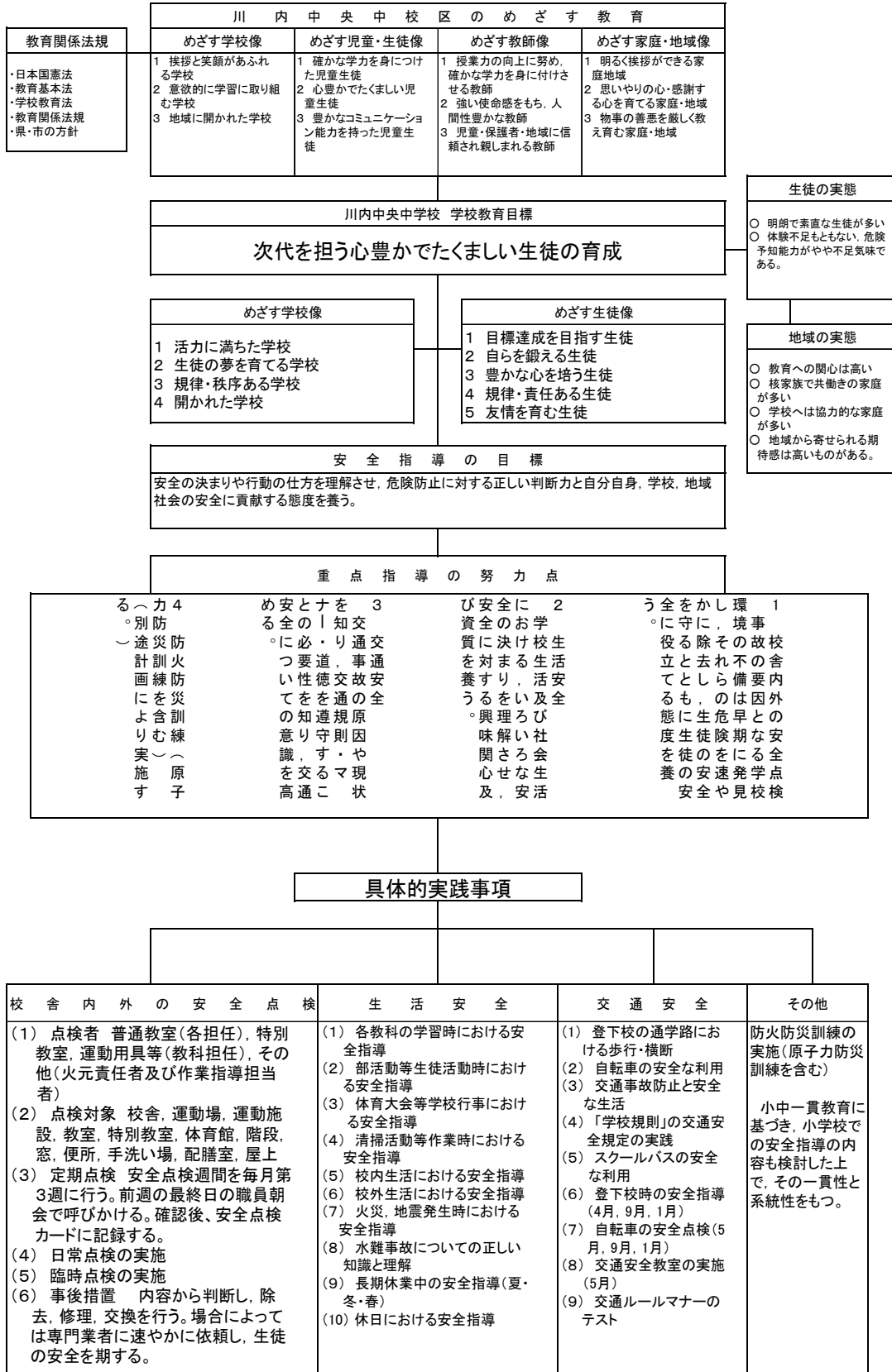
オ 養護教諭による対応

- (ア) 日々の健康観察（学級担任との連携）
- (イ) 生徒等の体調の変化に十分注意し、急激な体重の減少、睡眠障害など留意する。

安全指導計画

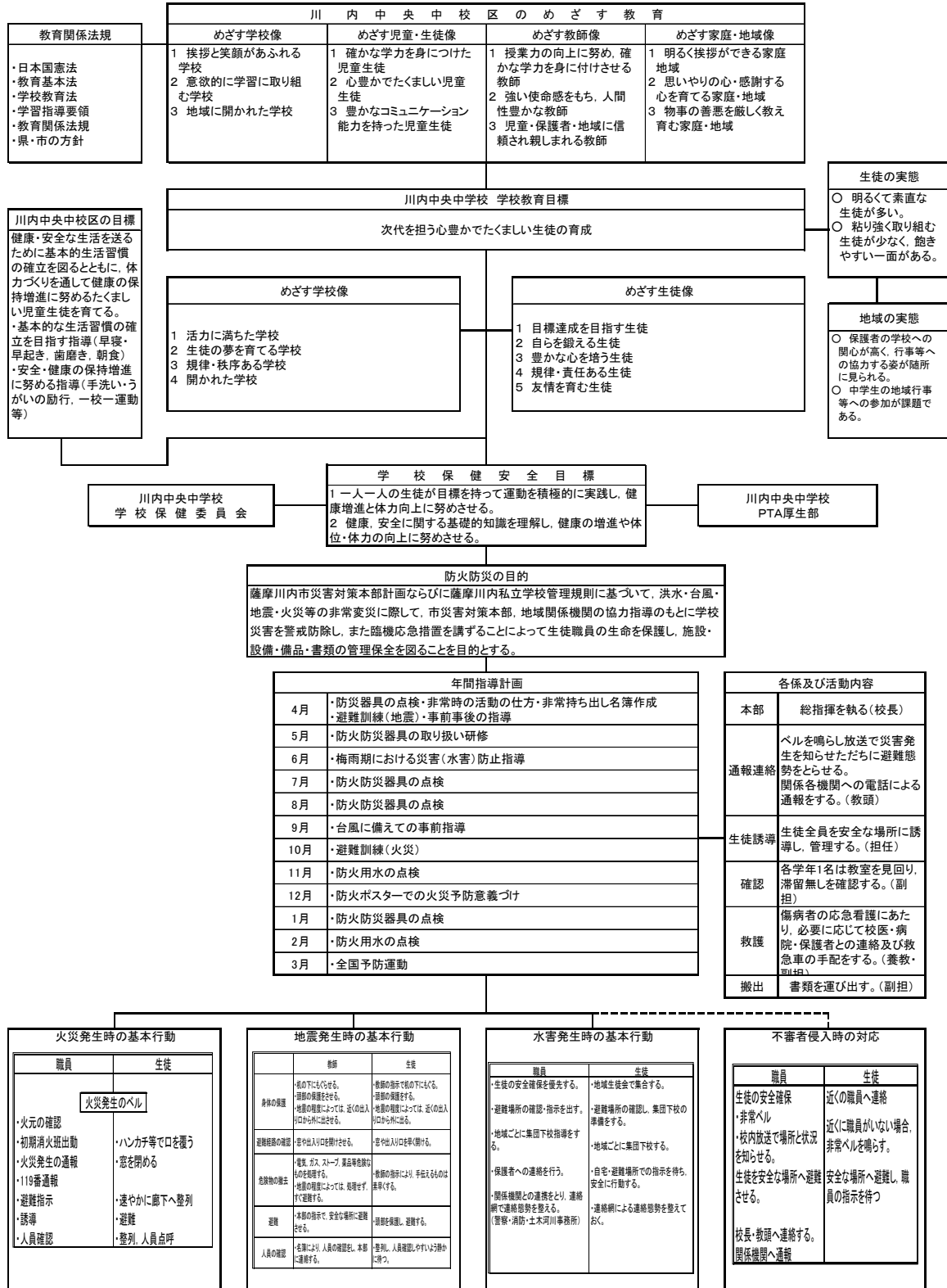
安全指導全体計画

川内中央中学校



防火防災全体計画

川内中央中学校



保護者等への引き渡しカード様式

緊急時引き渡しカード		薩摩川内市立〇〇〇学校		
学年・組・氏名	年 組	児童生徒名	(男 女)	
住 所	〒			
保 護 者 名	本人との関係 ()	自宅電話		
		自宅以外の 電話 名称等	()	
		携帯電話		
本校在学兄弟等	年 組 氏名	年 組 氏名		
	年 組 氏名	年 組 氏名		
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む)				
順	引受人氏名	本人との 関係	電話番号 (携帯等、緊急時に連絡がつく番号)	電話連絡以外の連絡方法 (携帯メールアドレス等)
1			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
2			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
3			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
4			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	
5			(固定電話等)	
			(携帯電話等)	

■以後は、緊急引き渡し時に、関係者が記入します。

引 受 人	引き渡した時間	引き渡した職員
	月 日 時 分	
児童 保護者の 今後の動き	(今後の避難先や連絡先 など)	

今後の学校の対応や連絡先等を示した文書等を渡します。

(引受人署名)

緊急時の連絡先一覧

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
川内中央中学校	0996-23-5200 0996-23-5585	薩摩川内市平佐町5000番地
川内小学校	0996-23-7201 0996-23-7244	薩摩川内市向田1425
平佐西小学校	0996-23-7160 0996-23-7163	薩摩川内市平佐町2193
平佐東小学校	0996-29-2124 0996-29-2690	薩摩川内市中村町7401
薩摩川内市教育委員会	0996-23-5111 0996-21-1285	薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内警察署	0996-20-0110	薩摩川内市原田1-1
川内中央交番	0996-25-1540	薩摩川内市西向田1-4
中村駐在所	0996-29-2227	薩摩川内市中村6966-5
薩摩川内市消防局	0996-22-0119	薩摩川内市原田22-10
学校医（内科） 大海クリニック	0996-27-6700	薩摩川内市中郷3番65
学校医（内科） 福山内科	0996-23-4469	薩摩川内市西向田町5番19号
学校医（眼科） ヒラシマ眼科	0996-23-3291	薩摩川内市向田本町17番14号
学校医（耳鼻科） 山本耳鼻咽喉科	0996-23-7161	薩摩川内市東開間町7番13号
学校医（歯科） 慶田歯科医院	0996-25-3933	薩摩川内市平佐町3448番地1
学校医（歯科） 林歯科医院	0996-20-5251	薩摩川内市平佐町2004番地
学校薬剤師 （有）ヒヤアサガお薬局	0996-23-8934	薩摩川内市向田本町18番17号

校区の自治会避難先一覧